

「防災会議部会運営規定（仮称）」の作成 委員の増加（大田区獣医師会代表者）について

資料番号 5

1 大田区防災会議部会運営の必要性

区は、全国で発生する災害の教訓（特に、防災を取り巻く環境の変化）を迅速に防災対策に反映する「検証サイクル」を確立したことにより、これまでの防災対策を大幅に変更する、重要な審議事項が頻出し、防災会議で審議する前に、「部会」の運営により、専門的な研究・討議を行う場を設定する必要性がある。

2 大田区部会設置に関する現状

- 「大田区防災会議条例」第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 「大田区防災会議運営規定」第8条 部会の運営に関し必要な事項は別に定める。
⇒ 部会設置条項を有するが、運営に関し必要な事項の規定なし。
- ◆ 部会の運営に際し、「大田区防災会議部会運営規定（仮称）」が必要

3 部会設置に際しての考慮事項

- 度々の参集による委員への負担／報酬・報償費の発生
委員は複数の会議体等の委員を兼務、関係機関の即応態勢に影響
- 「部会」の目的に類似する会議体を保持

4 「大田区防災会議部会運営規定（仮称）」案（骨子）

（趣旨）

第1条 部会の運営について必要な事項を定める。

（招集）

第2条 必要に応じ部会長が招集する。

（代理）

第3条 部会に属する委員規定、代理人出席規定

（議事）

第4条 部会の議事は、部会長が主宰する。

（記録）

第5条 部会の記録を作成する。

（防災会議への報告）

第6条 部会の経過または結果を防災会議に報告する。

（その他）

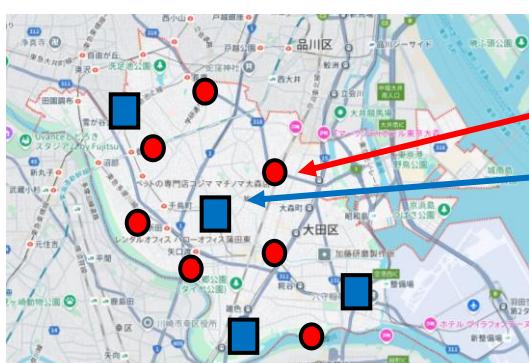
第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が定める。

5 部会運営の具体例

- 避難所（学校防災活動拠点）運営部会
避難所環境の改善・移行要領、在宅避難支援体制・備蓄の考え方、避難所DX、ジェンダーの視点、ペット避難、計画的な総合防災訓練の実施等の専門的な検討・討議を行う。
部会運営の必要性大
- 要配慮者（避難行動要支援者）避難部会
隣近所の協力や助け合いによって地域力が高まり、要配慮者の避難を支援できる社会の実現を目指し、専門的な検討・討議を行う。
☆ 別の会議体をもって、部会を兼ねることを検討する。
- 物流部会
災害時物流最適化計画による平時から災害時にわたる物流体制の実効性確保のため、専門的な検討・討議を行う。
☆ 別の会議体の設置について調整し、同会議をもって部会を兼ねることを検討する。

6 大田区獣医師会代表者の委員委嘱

ペット避難に関する専門的知見により、よりよいペット避難環境を構築し、個々の事情に応じたストレスのない避難生活の環境を提供しながら、一日も早い生活復帰を支援する。



大田区獣医師会加盟動物病院	36
非加盟動物病院	43

動物病院避難：36病院、360匹、平均10匹
避難所避難：91施設、3,065匹、平均34匹

学校防災活動拠点（指定避難所）



ペットスペース

支援規模：平均34匹
従事者：避難者（飼い主）
巡回指導：大田区獣医師会

